

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2019年 8月27日

【会社名】 チッソ株式会社

【英訳名】 CHISSO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木 庭 竜 一

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目 3番23号

【電話番号】 (06)6441-3251

【事務連絡者氏名】 大阪事務所長 吉 山 毅

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目 2番 1号

【電話番号】 (03)3243-6375

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 田 村 秀 人

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は2019年6月7日付で、東京高等裁判所において控訴の提起をうけ、2019年8月22日に控訴状の送達がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．当該控訴の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 控訴の提起があった裁判所 東京高等裁判所
- (2) 控訴の提起日 2019年6月7日

2．当該控訴を提起した者

- (1) 訴訟を提起した者 控訴人 是浦 大良
- (2) 住 所 控訴人 埼玉県戸田市笹目4丁目18番地の4
(ケヤキコーポ202号室)

3．当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

(1) 訴訟の原因及び提起に至った経緯

原告は水俣病に罹患しているとして、当社及び国、熊本県に対して慰謝料及び弁護士費用440万円を連帯して、これを支払えというものでありましたが、2019年5月29日に、原告の請求をいずれも棄却する旨の第一審判決の言渡しがありました。

本件控訴の原告はこの判決を不服として、東京高等裁判所に対し国、熊本県及び当社を被控訴人とする控訴を提起したものです。

(2) 当該控訴の内容及び損害賠償請求金額

控訴人は、第一審判決を取り消し、当社及び国、熊本県に対して440万円の損害賠償及び経過利息と、訴訟費用を連帯して支払うよう求めております。